



小規模持続化補助金のご案内

－令和元年度補正予算・令和3年度補正予算－

小規模事業者が、今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取組む販路開拓等の取組みの経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。
本補助金事業は持続的経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組みや、その取組みと伏せて行う業務効率化(生産性向上)の取組みを支援する為、それに要する経費の一部を補助するものです。

※過去に採択された補助金があり、本補助金が申請可能かの可否判断については、商工会までお問合せ下さい。

第8回申請受付締切 2022年 **6月3日**(金)

事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 2022年5月27日(金)

第9回申請受付締切 2022年9月中旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切2022年9月上旬
第10回申請受付締切 2022年12月上旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切2022年12月上旬
第11回申請受付締切 2023年2月下旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切2023年2月中旬

※事業支援計画書(様式4)発行に時間を要する場合がありますので余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。

※電子申請の場合は、23:59まで受付。郵送の場合は当日消印有効

類型	補助率	補助条件	概要
通常枠	2/3	50万円	販路開拓等
賃金引上げ枠	2/3 (赤字事業者については3/4)	200万円	販路開拓の取組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者※赤字事業者は補助率3/4に上げるとともに加点を実施
卒業枠	2/3	200万円	販路開拓の取組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	2/3	200万円	販路開拓の取組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	2/3	200万円	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した諸規模事業者
インボイス枠	2/3	100万円	免税事業者であった事業者が、新たにインボイス発行事業者として登録し、販路開拓に取り組む小規模事業者

補助対象経費科目	事例
機械装置費	製造装置の購入等
広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等を構築、更新、改修するために要する経費
展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復含む)等を行うための旅費
開発費	新商品・システムの試作開発費等(販売商品の原材料費は対象外)
設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)



生産性向上を目指す皆様へ

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 —ビジネスモデル構築型—

中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、支援するプログラムの開発・提供を補助します。

- 補助上限 1億円
- 補助率 大企業1/2 それ以外の法人2/3
- 事業期間 交付決定日から10ヶ月以内 (ただし、採択発表日から12ヶ月後の日まで)
- 補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定プログラム

- ①付加価値額 + 3%以上/年
- ②給与支給額 + 1.5%以上/年
- ③事業場内最低賃金 ≧ 地域別最低賃金 + 30円

◎補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること

申請受付開始：令和4年4月22日(金)17時～

公募締切：令和4年5月31日(火)17時

採択結果：7月下旬

京都府中小企業等外国人材受入 緊急補助金のご案内

府内中小企業等が海外から外国人材を受け入れる際、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、入国後に国から要請されるホテル等での待機に係る宿泊費用を補助します

補助
対象経費

国の水際対策への対応のために補助対象者が負担したホテル等での宿泊費(出張に係るものを除く)※待機期間中の食費、待機施設までの移動費等は補助対象外

補助金額

補助率:補助対象経費の1/2以内
補助上限:1人1泊当たり3,750円

申請方法

郵送によりご提出ください。
申請書類は右下のQRコードからダウンロードできます。

お問合せ先
京都府中小企業等外国人材受
入緊急支援事業事務局
TEL:075-284-0142

補助対象期間 令和4年3月1日～令和5年2月28日

申請受付期間 令和4年4月1日～令和5年2月28日(消印有効)



経営に関する事なら何でもご相談下さい

各種補助金の申請に対応!!



小規模持続化補助金

ものづくり商業サービス生産性向上

中小企業事業再構築補助金

デジタル化

新型コロナウイルス感染症、最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入等の事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、売上向上、利益率アップ、コストダウン及び社内体制整備等に係る経営相談や国により、講じられる各種支援施策申請をサポートします！是非ご活用下さい。

事前予約制

まずはお電話を!!

78-3321

日時

5/10(火) ~ 12/20(火) 毎週火曜日

第1部

10:00 ~ 12:00

第2部

13:00 ~ 15:00

第3部

15:00 ~ 17:00

会場:和束町観光案内所2階

相談員



中小企業診断士
賀長 哲也 氏

1977年大阪府寝屋川市生まれ。大阪府立高専(建築)卒業後、京都市役所勤務を経て、2010年開業、2019年法人化し代表取締役役に就任。京都府中小企業診断協会理事

相談員



中小企業診断士
大山 マリ子 氏

わかりやすく伝えることをモットーに、事業者様に寄り添う支援を目指しています。前職は近畿経済産業局(創業・経営支援課)で中小企業経営強化税制担当。

個別
経営
相談
窓口
参加
無料

5月							6月							7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4				1	2						1	2	3	4	5	6	
8	9	10 賀長	11	12	13	14	5	6	7 賀長	8	9	10	11	3	4	5 賀長	6	7	8	9	7	8	9 賀長	10	11	12	13
15	16	17 大山	18	19	20	21	12	13	14 大山	15	16	17	18	10	11	12 大山	13	14	15	16	14	15	16 大山	17	18	19	20
22	23	24 賀長	25	26	27	28	19	20	21 賀長	22	23	24	25	17	18	19 賀長	20	21	22	23	21	22	23 賀長	24	25	26	27
29	30	31 大山					26	27	28 大山	29	30			24	25	26 大山	27	28	29	30	28	29	30 大山	31			
														31													

主催/和束町商工会

(令和3年度事業環境変化対応型支援事業)

令和4年

6月まで
継続!



資金繰りにお悩みの会員様にご相談ください

融資のご案内(無利子化) 取扱金融機関(日本政策金融公庫)

新型コロナウイルス対策マル経(小規模事業者経営改善資金)

<ご利用いただける方>
新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高が前3年いずれかの年の同期と比して5%以上減少またはこれと同様の状況にある者
商工会が実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。
<ご融資限度額>
別枠1,000万円
<利率>
マル経利率1.21%(令和3年8月2日時点)より当初3年間▲0.9%引下げ(1.21%→0.31%)
<ご返済期間>
設備資金 10年以内(うち措置期間4年以内(別枠の1,000万円以内))
運転資金 7年以内(うち措置期間3年以内(別枠の1,000万円以内))
その他 一定の条件に該当した場合、当初3年間、無利子化

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金
融資限度額	8,000万円(別枠)
利率	6,000万円を限度として、当初3年間基準金利▲0.9%
ご返済期間	設備資金 20年以内(うち措置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち措置期間5年以内)
担保	無担保
その他	一定の条件に該当した場合、当所3年間、無利子化

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度第3次補正・令和3年度補正予算

中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件	1. 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。 ※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
	2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
	3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【通常枠】

補助額	従業員数20人以下	: 100万円～2,000万円	補助率	中小企業 2 / 3
	従業員数21～50人	: 100万円～4,000万円		(6,000万円超は1/2)
	従業員数51人～100人	: 100万円～6,000万円		中堅企業 1 / 2
	従業員数101人以上	: 100万円～8,000万円		(4,000万円超は1/3)

【大規模貸金引上枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額	従業員数101人以上	: 8,000万円～1億円	補助率	中小企業 2 / 3
				(6,000万円超は1/2)
				中堅企業 1 / 2
				(4,000万円超は1/3)

【回復・再生応援枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。
- ② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業 3 / 4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業 2 / 3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円		

【最低賃金枠】

必須要件 1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下 : 100万円～500万円
従業員数6～20人 : 100万円～1,000万円
従業員数21人以上 : 100万円～1,500万円

補助率 中小企業 3/4
中堅企業 2/3

【グリーン成長枠】

以下の要件を全て満たすこと(売上高の減少は求めない)。

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。
- ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

補助額 中小企業 : 100万円～1億円
中堅企業 : 100万円～1.5億円

補助率 中小企業 1/2
中堅企業 1/3

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

⇒飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

⇒衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

ガソリン車向け部品製造

⇒グリーン課題の解決に資する取組としてEV向け部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 3月28日、第6回公募を開始しました(申請受付は5月下旬開始予定)。締切りは6月30日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00(日祝日を除く)】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請〆切りまでに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

⇒ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金事務局HP